

広島県告示第四百十号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和六年四月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積（㎡）
株式会社マリモファーム	町 神石郡神石高原	神石郡神石高原町古川字吉ヶ 迫二三五三番ほか三筆	六、七二六
株式会社マリモファーム	町 神石郡神石高原	神石郡神石高原町古川字吉ヶ 迫二三六一番一ほか二筆	五、三九四
株式会社マリモファーム	町 神石郡神石高原	神石郡神石高原町古川字吉ヶ 迫二〇一七番七ほか一筆	三、二〇五

二 認可年月日

令和六年四月十日